

資料4-1 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102 55、農用地に係るものにあつては、昭和46年6月農林省令第47号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと	JIS K0102 38に定める方法(38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。)又は昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
有機燐	検液中に検出されないこと	昭和49年9月環境庁告示第64号(以下「排水基準告示」という。)付表1に掲げる方法又はJIS K0102 31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては、排水基準告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること	JIS K0102 54に定める方法
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること	JIS K0102 65.2(65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、JIS K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、JIS K0102 61に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和50年4月総理府令第31号に定める方法
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	公共用水域告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること	昭和47年10月総理府令第66号に定める方法
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下であること	平成9年3月環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること	シス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつてはJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること	JIS K0102 67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること	JIS K 0102 34.1(34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、JIS K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS K 0102 34.1.1c)(注 <sup>(2)</sup> )第三文及び34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること	JIS K0102 47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備考

- 1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、平成3年8月環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
- 3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- 5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、JIS K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度とJIS K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料4-2 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例の土砂基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1ℓにつき0.003mg以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102の38に定める方法（規格K0102の38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号。以下「環境基準告示」という。）付表1に掲げる方法
りん 有機燐	検液中に検出されないこと。	排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）第2条の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法を定める等の件（昭和49年9月環境庁告示第64号。以下「排水基準告示」という。）付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表2に掲げる方法）
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	検液1ℓにつき0.01mg以下、かつ、土砂等の埋立て等に伴う場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合においては、土砂等1キログラムにつき15mg未満	検液中濃度に係るものにあつては、規格K0102の61に定める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令（昭和50年総理府令第31号）に定める方法
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表3及び排水基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に伴う場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、土砂等1キログラムにつき125mg未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和47年総理府令第66号）に定める方法
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1ℓにつき0.002mg以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号。以下「地下水環境基準告示」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注2）第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	検液1ℓにつき0.05mg以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 2 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 3 この表の基準値の欄中「検液中に検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料4-3 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例の水質基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	1ℓにつき0.003mg以下	規格K0102の55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は環境基準告示付表1に掲げる方法
りん 有機燐	検出されないこと。	排水基準告示付表1に掲げる方法
鉛	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	1ℓにつき0.05mg以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
ひ 砒素	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	1ℓにつき0.0005mg以下	環境基準告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	環境基準告示付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	環境基準告示付表4に掲げる方法
銅	土砂等の埋立て等に供する場所の土地の利用目的が農用地（田に限る。）である場合において、1ℓにつき1mg以下	規格K0102の52に定める方法
ジクロロメタン	1ℓにつき0.02mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	1ℓにつき0.002mg以下	地下水環境基準告示付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	1ℓにつき0.004mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.1mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	1ℓにつき0.04mg以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1ℓにつき1mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	1ℓにつき0.006mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	1ℓにつき0.002mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	1ℓにつき0.006mg以下	環境基準告示付表5に掲げる方法
シマジン	1ℓにつき0.003mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	1ℓにつき0.02mg以下	環境基準告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	1ℓにつき0.01mg以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	1ℓにつき0.8mg以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102の34.1.1c）（注②第3文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び環境基準告示付表7に掲げる方法
ほう素	1ℓにつき1mg以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	1ℓにつき0.05mg以下	環境基準告示付表8に掲げる方法

## 備考

- この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。
- この表の基準値の欄中「検出されないこと」とは、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表の1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法により測定されたトランス体の濃度の和とする。

資料4-4 土壤汚染対策法の特定有害物質及び指定基準

特定有害物質		地下水等の摂取によるリスク 土壌溶出量基準(mg/L)	直接摂取によるリスク 土壌含有量基準(mg/kg)
第1種 揮発性有機化合物 特定有害物質	クロロエチレン	0.002以下	-
	四塩化炭素	0.002以下	-
	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	-
	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	-
	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	-
	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	-
	ジクロロメタン	0.02以下	-
	テトラクロロエチレン	0.01以下	-
	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	-
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	-
	トリクロロエチレン	0.01以下	-
	ベンゼン	0.01以下	-
	第2種 重金属等 特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.003以下
六価クロム化合物		0.05以下	250以下
シアン化合物		検出されないこと	50以下(遊離シアンとして)
水銀及びその化合物		水銀が0.0005以下、かつ、 アルキル水銀が検出されないこと	15以下
セレン及びその化合物		0.01以下	150以下
鉛及びその化合物		0.01以下	150以下
砒素及びその化合物		0.01以下	150以下
ふっ素及びその化合物		0.8以下	4,000以下
ほう素及びその化合物		1以下	4,000以下
第3種 農薬等 特定有害物質	シマジン	0.003以下	-
	チオベンカルブ	0.02以下	-
	チウラム	0.006以下	-
	PCB	検出されないこと	-
	有機りん化合物	検出されないこと	-